

# 茨木市人権施策推進基本方針

平成16年(2004年)3月

茨 木 市

# 目 次

1	基本方針の策定趣旨	-----	1
	( 1 ) 人権尊重の潮流	-----	1
	( 2 ) 基本方針の策定	-----	2
	( 3 ) 取り組むべき主要課題	-----	2
2	基本理念	-----	8
3	施策の基本方向	-----	9
	( 1 ) 人権意識の高揚を図るための施策	-----	10
	[ 視 点 ]	-----	10
	[ 施策の方向 ]	-----	11
	人権教育・啓発の推進		
	人権教育・啓発に取り組む指導者の養成		
	市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進		
	人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実		
	( 2 ) 人権擁護に関する施策	-----	12
	[ 視 点 ]	-----	13
	[ 施策の方向 ]	-----	13
	市民の主体的な判断・自己実現の支援		
	人権にかかわる総合的な相談窓口の整備		
	人権救済・保護システムの充実		
4	推進にあたって	-----	14
	( 1 ) 市内の推進体制	-----	14
	( 2 ) 市民・地域との連携	-----	15
	( 3 ) 企業・民間団体等との連携	-----	15

## 1 基本方針の策定趣旨

### (1) 人権尊重の潮流

20世紀に人類は二度にわたる世界大戦において多数の犠牲者を出したことにより、平和と人権尊重の大切さを学びました。このような経験を通じて国際連合（以下「国連」という。）は、人類社会のもっとも基本的なルールである人権保障のための国際的な基準として、「世界人権宣言」を昭和23年(1948年)の総会で採択しました。

この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、国連はその後も「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」など、27に及ぶ人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」、「国際婦人年」や「国際障害者年」などの国際年を定めて重要な人権課題についての集中的な取り組みを展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

しかし、このような国連を中心とした継続的な努力にもかかわらず、世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や対立は依然として続き、国際社会においては人権の抑圧や難民の発生などが深刻な問題となっています。

このような状況の中で、「国連」は人権の伸長に向けた国際社会の取り組みをあらためて前進させるために、平成6年(1994年)の総会において平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、人権を普遍的な文化として構築していくための目標や具体的な実施プログラムを盛り込んだ「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

わが国においては、平成8年(1996年)12月に5年間の時限立法として、人権擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定され、平成9年(1997年)7月には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。さらに、平成12年(2000年)12月には差別解消のために人権教育・啓発の推進を国や自治体の責務として位置づけた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されるなど、人権思想の普及と人権の確立に向けた取り組みが進められています。

しかし、今なお同和問題をはじめ、外国人、女性、子ども、障害者、高齢者、アイヌの人びと、HIV感染者やハンセン病患者などの人権にかかわる深刻な問題が存在しています。

## ( 2 ) 基本方針の策定

本市では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取り組みを進めてきました。

平成元年(1989年)12月には人権啓発の重要性を訴え、社会意識の変革を進めるために「茨木市人権啓発基本方針」を策定し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する市民啓発のために、講演会や研修会、学習会などにこれまで取り組んできました。

また、平成7年(1995年)3月にまちづくりの指針として策定した「茨木市総合計画(第三次)」に基づき、やさしさあふれる「福祉実感都市」の実現に向けて、市民とともに手をたずさえながら平和と人権を大切に作る共生社会づくりに全庁的に取り組んできました。

このような総合的な視点に立ちながら、すべての人びとの人権が尊重・擁護され、差別のない社会がつくられることを願って、平成7年(1995年)3月に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成10年(1998年)11月に「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」を策定しました。また、これらの宣言や計画に基づいて「豊かな人権文化の創造」をめざし、市民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけて日常生活や職場等で実践できるよう、人権教育・啓発に努めています。さらに平成10年(1998年)12月には、世界人権宣言50周年という節目の年にあたって「茨木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権の世紀といわれる21世紀への対応を図ってきました。

このような経緯から「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」の後継として、また本市における人権施策をさらに充実・推進していくための指針となる「茨木市人権施策推進基本方針」を今回策定することにしました。

## ( 3 ) 取り組むべき主要課題

各種人権施策の推進にもかかわらず、今なお、人権にかかわるさまざまな問題がありますが、とくに本市の取り組むべき課題は以下のとおりです。

### ( 同和問題 )

同和問題はわが国固有の人権問題ですが、長年にわたる同和教育・啓発のさまざまな取り組みは、今日の人権行政や人権教育・啓発の基礎を築く役割を果たしてきました。

同和問題解決の拠点施設であった「解放会館」を平成11年(1999年)4月には「いのち・愛・ゆめセンター」と名称を改め、地域住民に開かれた幅広い交流のためのコミュニティセンターとして位置づけることで、地域のニーズにあった事業展開を行うこととしました。今後は、多くの市民どうしの交流を通して相互理解を進めるとともに、一人ひとりの基本的人権が尊重される豊かな地域社会づくりに向けた人権啓発及び住民交流並びに自立支援・救済のための施設として各種事業を展開し、地域の特性に応じた魅力ある活動に取り組むことが課題となっています。

一方、平成12年(2000年)5月に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」の調査結果からは、進学率、中退問題など教育の課題、失業率の高さ、若年層や中高年層の不安定就労などの労働課題が残されていることがわかりました。また、この調査では回答者の8割以上が「被差別部落」、「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれる被差別地域があることを知っており、約4割の人が家を購入する際やマンションを借りる際に同和地区を避けるとしています。さらに、約2割の人が自分の子どもの結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気になると答えており、そのうち6割以上は「結婚だけは別だ」と考えています。このように、同和問題に対する正しい理解と認識を持たない人びとは、残念ながら今も存在しています。本市においても、結婚問題にかかわっては、過去において尊い命が奪われたこともあり、また、毎年市民間・事業所等での差別発言や悪質な差別落書き等も生起しており、差別意識の解消は必ずしも十分に進んではいない状況にあります。

しかし他方では、先の調査において回答した7割の人がこうした差別を近い将来なくすことができると考えているなど、同和地区内外の人びとが互いに理解、協力し合えるという意識も高まっており、「いのち・愛・ゆめセンター」を拠点として、人権に関する相談に迅速に対応する機能と、救済・支援へ誘導する機能を強化するとともに、地域住民間の交流促進や「人権コミュニティづくり」などに積極的に取り組む必要があります。

これまでの同和教育・啓発活動においては、さまざまな差別や偏見に関する知識の伝達に重きがおかれ、ともすると真に効果的な教育・啓発になっているかどうかの点検やそのための工夫が不十分になる傾向がありました。今後は、差別や偏見の解消における教育・啓発を一層効果的に展開することが重要な課題です。

(男女共同参画)

本市では、「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」の施行などを背景に、平成4年(1992年)5月に10か年の行動計画として「女性問題総合施策」を策定し、21世紀に向けた男女共同参画社会の実現をめざして、女性の地位向上のためのさまざまな施策を実施してきました。平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、平成14年(2002年)3月には後継計画として「茨木市男女共同参画計画」を策定し、市と市民がともに築く男女共同参画社会の実現をめざしています。とくに、男女両性の自立と社会参加を促進するため、研修や学習、交流、相談、情報の収集・発信等市民のニーズに応える総合的機能を持つ拠点施設として平成12年(2000年)4月に開所した「男女共生センターローズWAM」での活動を通じて、自主的な学習グループの増加やネットワークの拡大を図るなど、女性の社会参加・参画、男性の地域・家庭への参画の促進につながる取り組みを展開しています。

平成13年(2001年)の「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、前回の平成8年(1996年)調査と比べて男女平等に関するさまざまな用語の認知度がやや高まった一方、平成元年(1989年)の調査と比べて女性の「不平等感」が多くの分野で高まっていることが明らかになりました。これは、以前は当たり前と思われていたことが「女性への人権侵害」と受け止められるようになり、教育・啓発が女性の気づきを促した結果でもあるといえます。

しかし、人びとの意識や行動、社会制度や慣行の中には、未だに女性に対する差別や伝統的・固定的な性別役割分担意識が残っており、制度や慣行の見直しが求められています。少子高齢化が進む中で、女性が持っている力をさらに社会的に発揮できるようにエンパワメント( )を図るとともに、誰もが自分の適性と能力を社会の中で有効に生かしていけるように環境を整えていかなければなりません。

さらに、男女の人権の尊重という観点からセクシュアル・ハラスメント( )、ドメスティック・バイオレンス( )、売買春、ストーカー行為などの排除等も重要課題となっています。

エンパワメント(「力を引き出すこと」を意味し、個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定能力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること)

セクシュアル・ハラスメント(いわゆる「性的嫌がらせ」のことで、相手の意に反した性的言動・行動をいう)

ドメスティック・バイオレンス（夫または恋人など、親密な関係にある男性から女性への暴力をいう）

#### （障害者問題）

障害を蔑視する社会風潮によって、これまで障害者はいわれのない偏見や差別に苦しむとともに、その社会進出が大きく制約されてきました。

本市では、昭和60年(1985年)4月に「茨木市障害者対策に関する長期計画」を、また平成9年(1997年)2月には「茨木市障害者施策に関する第二次長期計画」を策定し、障害者が社会生活及び社会の発展に参加する「完全参加」、及び障害者が対等の関係で活動することができる「平等」な社会の実現をめざしてきました。一方で、平成5年(1993年)7月に「福祉のまちづくり指導要綱」を制定し、平成15年(2003年)4月にはその内容を一部改正し、障害者が安心して生活できるまちづくりに一貫して取り組んでいます。

しかし、現実には障害者は社会に存在するさまざまな物理的・心理的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。とりわけ精神障害者については、わが国における精神医療の貧困や福祉政策の遅れと社会的偏見の中で、困難な日常生活を余儀なくされている状況があります。また、障害者関連施設の建設に対する地域住民の反対（「施設コンフリクト」）や、障害者が権利を行使する際に不利に作用する欠格条項が一部の法律に残っているなど、障害者に対する差別や偏見は依然さまざまな形でみられます。

#### （高齢者問題）

本市では、平成5年(1993年)7月に「福祉のまちづくり指導要綱」を制定し、平成15年(2003年)4月にはその内容を一部改正し、高齢者が安心して生活できるまちづくりに一貫して取り組んでいます。また、平成15年(2003年)3月に「茨木市高齢者保健福祉計画(第3次)・介護保険事業計画(第2期)」を策定し、高齢者の人権尊重といきがいや社会参加を促進するためのさまざまな施策を実施しています。

しかし、高齢者に対する誤った先入観や固定観念からくる不当な差別、就職差別や排除、介護や援護を必要とする高齢者への虐待やその有する財産の侵害などが大きな社会問題となっており、「人間の尊厳」についての認識と理解を深め、高齢者が社会の一員としていきいき暮らせる社会の実現をめざした環境

づくりが求められています。

#### (子どもの問題)

次代を担うかけがえのない子どもの人権が保障され、すべての子どもが個性豊かに健やかに成長していくことは世界共通の願いです。

国においては、平成12年(2000年)11月に児童に対する虐待の禁止等に関する施策を促進することを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。

本市では、教育・保育行政全般において人権を大切に育てる心を育てる指導及び保育をはじめ、平成13年(2001年)3月策定の「茨木市人権教育基本方針」、並びに平成15年(2003年)3月策定の「茨木市人権保育基本方針」に基づき、一人ひとりを大切に、明るい社会を創り出す心豊かなたくましい人間の養成に努めています。

しかし、子どもの人権問題は、社会環境の著しい変化に伴って多様化、複合化する傾向にあり、犯罪による被害を受ける子どもの数が増加しているほか、いじめや不登校、家庭内での虐待や保護放棄なども発生しています。これらの多くは大人の責任に起因するものですが、問題そのものが家庭内の出来事として潜在化しやすいこともあり、子どもの人権を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。このことから青少年の健やかな育成を図るための環境づくりが強く求められています。

#### (外国人問題)

本市には平成15年(2003年)5月末現在、77か国2,382人の外国人が在住し、そのうち韓国・朝鮮籍の人びとが1,096人と約半数近くを占めています。

最近では、欧米や南米、アジア諸国からの新たな渡日者も増え、定住する外国人は年々増加しています。これらの外国人の中には、日本語のことばや文字になかなかなじみず、家に引きこもり状態になってしまう状況もみられ、有効な対策が求められています。

学校教育においては平成元年(1989年)4月に「茨木市在日外国人教育基本方針」を策定し、互いに尊重しあう態度や国際的な知識・感性を育てるための国際理解教育の推進に取り組んでいます。

また、生涯学習においても、進展する国際化に伴う識字施策をはじめ、学習者のさまざまな悩みや相談に対応し、人と人とが豊かに交流できるよう努めて

います。

しかし、依然として外国人に対する差別や偏見は根強く、「民族排外主義」的な考え方や外国人差別を「合理化する」ような考え方もみられます。また人権を無視する差別落書きや民間賃貸住宅への入居・店舗への入店拒否、就職に際しての差別なども発生しています。さらに在日韓国・朝鮮人の多くが通称名(日本名)を使っている現状に照らして、本名を気軽に名乗れる環境づくりに取り組むことが必要です。

#### (個人情報)

高度情報化は私たちの生活に多くの利便性をもたらしています。反面、個人情報的大量かつ広範囲に処理され、本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流通することによって個人が不測の不利益を被ったりするなど、プライバシー侵害の危険性も増大しており、有効なセキュリティ対策が求められています。

また、コンピューターネットワークを悪用して同和地区住民や外国人等に関する情報が流布されるなど、人権侵害につながる各種問題も発生しています。

なお、本市では、市民の基本的な人権の尊重と個人の尊厳の維持を図るため、昭和63年(1988年)4月に「茨木市個人情報保護条例」を施行し、「個人情報は人そのものである」という観点から、プライバシー保護の重要性をあらためて認識したうえで、本人による個人情報の開示等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に努めています。

なお、国においては、平成15年(2003年)5月に「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」などが制定されており、本市条例においてこれらの法律との整合性を確保する必要があります。

#### (他のさまざまな人権問題)

現在の日本社会には、これら以外にもHIV感染者やエイズ患者、ハンセン病患者、犯罪被害者やその家族、性的マイノリティー( )とされる人びと、アイヌの人びと、刑を終えて出所した人などに対する差別や偏見、さらには職業・就労形態などによる差別など、さまざまな人権問題があります。また、複合差別( )の問題にも関心が高まっています。

近年の医療・科学技術の急速な発展に伴い、遺伝子技術が私たちの生活のさまざまな分野に広がり、これが新たな人権問題を生じさせる可能性も高まって

います。これらの中には、一地方自治体だけでは解決することが難しいものもあり、国や府の動向を把握し、関係機関への要請を行いながら対応していく必要があります。

さらに、古くからの「ならわし」や「しきたり」の中には、合理的な理由や科学的根拠のないものが少なくないうえ、思いこみや先入観が無意識のうちに差別意識を醸成してしまっている状況があり、日常生活における考え方や習慣についても問題意識を持って見直すことが必要です。

( ) 性的マイノリティー（同性愛、性同一性障害等の人びとの総称）

( ) 複合差別（同和地区出身女性が部落差別と女性差別の両方を受けるように、ひとりの当事者に複数の差別が重なってみられること）

## 2 基本理念

「茨木市人権尊重のまちづくり条例」は、私たち一人ひとりの人権が尊重された豊かで住みよいまちをめざすことをうたっています。この条例がめざす人権尊重の社会を実現するため、今後の市政推進の基本理念として、

一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり

誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

を目標とします。

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、その幸福を追求する権利です。すべての人は、人間として等しく人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

このため、一人ひとりが自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあうことが必要です。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる基本的な問題であり、平和と民主主義を実現する具体的な課題です。

人権尊重とその確立なしに世界平和を達成することはできません。

そのためには、誰もがいつでも、どこでも、自由に学習でき、それぞれの願いや想いを表現し、いきがいが感じられるまちづくりが必要です。そして、このようなまちづくりを考えたとき、まちの仕組みや日常生活の中に人権尊重の文化を創りあげることが大切なのです。

生涯にわたって学び成長することの素晴らしさを誰もが実感し、多くの市民が一人で、あるいは人とのかかわりの中で「学ぶことを通して自分自身の可能性を発見する」生涯学習を推進するとともに、人権を生涯学習の重要なテーマとして位置づけることが大切です。あらゆる人びとがあらゆる機会において実施される人権教育・啓発を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践することにより、豊かな人権文化の創造をめざすことが必要です。

市民一人ひとりが人間の自由と平等など基本的人権を享有する現代社会の一員であることを認識し、人権意識を身につけ行動する力を形成できるように教育・啓発するとともに、差別や偏見は人びとの間に相互協力や親和関係があるところでは起こりにくいものであることから、市民が互いに親しく交流し、協働できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

さらに、人権にかかわるこれまでの教育・啓発のあり方に対する反省から、必ずしも人権に関する知識を増やせば人権尊重の精神が高まるわけではないということも認識しておく必要があります。人権は知識として学ぶだけでなく、日常の人間関係の中で体得し、毎日の行動において実践することが大切です。

### 3 施策の基本方向

「茨木市人権尊重のまちづくり条例」に示されている人権施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進めるためには、施策の背後にあるさまざまな考え方や施策の具体的な内容を明確にする必要があります。

前述した「基本理念」を踏まえて取り組むべき人権にかかわる個別施策の多くは、それぞれの人権課題に対応する個別法や個別の諮問機関の答申等を踏まえて実施されています。従って、これらの課題に共通する人権意識高揚のための施策を積極的に推進するとともに、各課題ごとの取り組み、とりわけ市民の自立や社会参加を促進するための施策や人権救済・保護のための制度・施策を

充実させ、活用することを基本にしながら、人権問題についての実態の把握と総合的な人権施策の構築に取り組む必要があります。

#### ( 1 ) 人権意識の高揚を図るための施策

一人ひとりの人権が尊重された住みよいまちづくりにおいては、人権問題に対する鋭い感性や、日常生活において人権への配慮が人びとの態度や行動に自然にあらわれるような人権感覚を育むことが重要であり、市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める条件づくりをする必要があります。

#### [ 視 点 ]

あらゆる施策を人権の視点から見直し、新たな施策の企画・立案から実施にあたって、その根底に常に人権の視点をすえること。

人権行政の推進者である市職員や教職員をはじめ、人権にかかわりの深い特定の職業従事者などに対する研修の目的は、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高めることであるため、人権問題を解決するための態度、技能を身につける手法や内容を積極的に取り入れていくこと。

差別事象が今なお発生する背景には、さまざまな人権問題に対する誤った先入観や偏見、歴史的経緯等に対する認識や理解の不十分さ、あるいは同質性や均一性を重んじる日本社会の慣習などがあり、子どもから高齢者までそれぞれの年代や習熟度に応じた人権教育や啓発活動を通じて、「偏見」「慣習」等を支える社会構造を変革していく視点から差別意識の解消を図ること。

人権問題を生涯学習のテーマの一つとして位置づけ、「福祉」「教育」「環境」「平和」などのさまざまな現代的課題とのかかわりにおいて、市民の自主的な学習やボランティア活動を支援するため、身近な学習の場の提供、リーダー養成、教材づくり、情報提供など、学習環境の整備とこれらのネットワーク化を図ること。

人権問題を解決するためには、社会全体で取り組んでいく必要があることから、地域コミュニティの形成やグループ活動などを促進するため、「人権教育・啓発草の根運動」の側面的支援を図り、こうした活動を通じて市民一人ひとりが互いの違いを認め、尊重しあう心や態度を育成していくこと。

効果的な人権教育や啓発活動を展開していくためには、市民の自主的・主体的な学習意欲を促すような魅力的な内容にする必要があるため、施策の企画から実施にあたっては、市民・事業者の意見や要望などをできる限り反映させる仕組みをつくるなど、市民参加のあり方について調査・研究を進めていくこと。

#### 〔施策の方向〕

##### 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会をとらえて推進する必要があります。

人権尊重の精神と態度の育成は、できるだけ幼い頃から始めることが重要です。このため、指導者として子どもに対応する教員・職員の資質の向上が不可欠です。個々人の意欲や姿勢に任せるのではなく、学校、幼稚園、保育所そして行政が一体となって組織的に取り組みを進めていくことが大切です。これまでの人権教育・啓発の成果を踏まえ、人権に関する学習の機会を学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、単に知識の普及にとどまらず、日常生活における態度の変革を可能にする教育・啓発活動に一層活発に取り組む必要があります。さらに、人権が尊重されるまちづくりの実現に深くかかわる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度を持って職務の遂行に臨むことが重要であり、市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉関係者等に対する人権教育・啓発を充実させることが重要です。

##### 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

人権教育・啓発を広く市民に広げていくためには、市民の学習活動のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が不可欠です。人権に

関する専門的な知識やさまざまな技能を持つ市民が力を発揮し、活躍できるように人権問題に携わるリーダーやボランティアなどの人材の養成、活用に努める必要があります。

#### 市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

市民の間で活動している組織と連携し、人と人とを結びながら、市民の自主的・主体的な取り組みを促すために、地域における「人権草の根運動」を展開するとともに、さまざまな人びとがふれ合い、交流する場を増やすことにより、相互理解を促進することが重要です。

#### 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

行政だけでなく、NPOや企業等による人権教育・啓発の取り組みを推進し、市民の交流・相互理解のための自主的、主体的な活動を促す環境を整備し、また必要に応じて人権教育についての知識・手法や講師・教材等についての情報などを適切に提供できるようにするため、人権教育に関する情報収集・提供機能の充実を図る必要があります。

### (2) 人権擁護に関する施策

市民の暮らしに関する悩みや問題を解決するため、人権相談や法律相談をはじめ、子育て相談、女性相談、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談、「いじめ」ホッと電話相談、労働問題相談など、専門知識を有した担当者による多様な相談窓口を開設し、広報「いばらき」にそれらの相談窓口一覧を掲載し、市民への情報提供に努めています。しかし、相談日時や場所が限られるなど、多様な市民のニーズやライフスタイルに十分対応できていない状況にあります。また、被害者の視点が十分反映されるような仕組みをつくるために、身近な存在として相談者が気軽に相談できる体制や人権擁護のシステムづくりなどについてさらに検討する必要があります。とくに相談にあたっては、当事者のエンパワメントという視点を持って取り組むことが重要です。

市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、文化や生活などの多様性を互いに認め合う共生社会の実現に努めるとともに、さまざまな人権問題に関する相談体制の充実、権利の擁護や人権が侵害された場合の救済方法についても調査・研究をする必要があります。

## 〔 視 点 〕

市民一人ひとりの自己実現のための主体的な取り組みを尊重し、促進すること。

人権侵害につながる問題に直面した市民が、主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう支援すること。

人権にかかわる問題が生じた場合に、解決方策について身近に相談できるように体制を整備すること。

人権侵害を受け、または受ける恐れのある人が、迅速に適切な保護・救済を受けられるようにすること。

人権侵害を予防するための取り組みをすること。

## 〔 施策の方向 〕

### 市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したりしたときに、解決の手だてを見つけ出し、助言や援助などの支援を受けながら主体的に判断して解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供する必要があります。

さらに、市民が自立や社会参加を通じて自己実現を図ることができるよう、必要な支援情報を効果的に提供し、エンパワメントのための施策を推進する必要があります。

### 人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

本市においては、個別施策ごとに市民の相談に対応していますが、人権問題全般についての総合的な受け皿機能を果たす窓口がない状況にあります。このため、人権侵害を受け、または受ける恐れのある人を対象に、相談窓口を整備する必要があるとともに、人権にかかわる相談には複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、各相談担当者間で

の全体的な調整を図る機能を充実させる必要があります。さらに、相談だけでなく、問題解決機能の向上を図る必要もあります。そして、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、きめ細かな対応を行うことが大切です。

また、関係機関の協力を得て、人権にかかわる施設での相談機能の充実や、各種相談機関の相談員等の資質向上を図る必要があります。

#### 人権救済・保護システムの充実

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐことにより、事案に即した柔軟な対応を図ることが必要です。なお、人権問題にかかわる紛争処理については、現行制度では国の事務となっており、法務省の人権擁護機関が重要な役割を果たしています。しかし、被害者救済の実効性に限界があることから、新たな人権救済機関の設置について具体的な構想が明らかにされたところであり、本市においてもこうした国の動向を踏まえながら、救済すべき事案を適切に人権救済の手続きに乗せていくことができるようなシステムをつくる必要があります。相談体制の充実を図るために、行政機関及びNGO・NPOなどによって構成される人権相談機関ネットワークを構築し、相互の連携・協働を図ることが大切です。

## 4 推進にあたって

差別をなくす意欲と実践力、及び豊かな人権文化を創造する資質と力量を備えた市民を育てるためには、人権尊重の基本理念に基づく各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民グループと協働しながら取り組みを進めることが大切です。計画を立てるだけでなく、計画がどのような施策として具体化され、成果を上げたのかについて評価を行うことにより、取り組みを効果的に推進する必要があります。

また、価値観や社会状況の変化に伴ってたえず新たな人権問題が発生することから、これらの諸問題にも対応できるような視点や姿勢を育むことが必要です。

### (1) 庁内の推進体制

人権尊重の基本理念を基礎にすえ、総合的に人権施策を推進するため「茨木

市人権擁護対策推進委員会」のもと、

人権問題が市民一人ひとりの問題となるよう教育・啓発活動の積極的かつ効果的な推進に努めます。

人権問題について深い認識と実践力を持った市職員を養成するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。

人権侵害にかかる問題が発生した場合は、迅速に適切な保護・救済措置が図れるよう国の人権救済機関との連携・協力を努めるとともに、啓発活動等を推進します。

## (2) 市民・地域との連携

市民の自主的な学習活動の推進に資するため、市民一人ひとりの思いや「ともに学ぶ」住民団体の活動を奨励・援助することに努めます。

地域住民のニーズに応えた住民主導の活動が必要なことから、茨木市人権地域協議会と連携するとともに、さまざまな社会教育施設や生涯学習施設と連携しながら、身近な人権教育・学習の場の充実を図ります。

茨木市人権センターの協力により、市民が身近な地域において人権教育・啓発に参加することができるよう、茨木市人権啓発推進協議会と連携し、「人権草の根運動」の組織として、小学校区を単位とした「地区人権啓発推進委員会」の活動や結成促進の取り組み支援に努めます。

## (3) 企業・民間団体等との連携

人権意識の高揚を図り「心豊かで住みよいまちづくり」を実現するには、行政機関や学校教育・社会教育などの公的部門の活動だけでなく、民間のあらゆる部門において人権教育・啓発の積極的な取り組みがなされることが必要です。

このため、企業や民間団体等に人権教育・啓発の取り組みの充実を促すことは重要であり、企業や民間団体の自主的な人権教育・啓発の実施を支援し、適切な助言や情報提供等に努めます。

人権施策の総合的で効果的な実施を図るために、(財)大阪府人権協会をはじめとして公的部門とNGO・NPOなどの民間団体の性格や役割の違いを踏まえつつ、連携の強化に努めます。